

仙台空港特定運営事業等の公募に係る 参加資格確認要領(案)

※本確認要領(案)は、今後、6月末の公表までに修正の可能性があります。
なお、応募者の参加資格要件については、国の「仙台空港特定運営事業等
実施方針」も確認願います。

平成26年4月28日

宮城県

目次

| | | |
|---|----------------------|----|
| 1 | はじめに | 2 |
| 2 | 確認手続の対象施設等 | 2 |
| | (1) 対象施設等 | 2 |
| | (2) 対象事業者 | 2 |
| 3 | 応募者の参加資格要件 | 3 |
| | (1) 応募者の構成 | 3 |
| | (2) 応募者の参加資格 | 3 |
| | (3) 応募者に求められる要件 | 4 |
| 4 | スケジュール | 4 |
| 5 | 確認要領に関する質問の受付及び回答の公表 | 5 |
| | (1) 質問の受付期間 | 5 |
| | (2) 質問方法 | 5 |
| | (3) 質問及び回答の公表 | 5 |
| | (4) その他 | 5 |
| 6 | 確認手続の手順等 | 5 |
| | (1) 参加資格確認手続 | 5 |
| | (2) 株式譲受確認手続 | 7 |
| 7 | 認定後の手続き | 8 |
| | (1) 国への報告 | 8 |
| | (2) 国の選定手続き | 8 |
| | (3) 株式譲渡の実行 | 8 |
| | (4) その他 | 8 |
| 8 | 確認手続に関する留意事項 | 8 |
| | (1) 確認要領の承諾 | 8 |
| | (2) 費用負担等 | 8 |
| | (3) 書面主義 | 9 |
| | (4) 通貨及び単位 | 9 |
| | (5) 応募の無効 | 9 |
| 9 | 担当窓口 | 9 |
| | 【様式1】 | 10 |
| | 【様式2】 | 11 |
| | 【様式3】 | 12 |
| | 【様式4】 | 14 |
| | 【様式5】 | 15 |

1 はじめに

国土交通省航空局及び国土交通省東京航空局（以下「国」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成 25 年法律第 67 号。以下「民活空港運営法」という。）に基づき、国管理空港特定運営事業として選定する仙台空港特定運営事業（以下「本事業」という。）を実施する能力を有する民間事業者に公共施設等運営権（以下「運営権」という。）を設定し、本事業を実施することを計画している。

本確認要領は、国が公表した仙台空港特定運営事業等実施方針（以下「実施方針」という。）に基づき、国による民活空港運営法第 4 条第 2 項に規定する国管理空港運営権者（以下「運営権者」という。）の選定手続に先立ち、宮城県（以下「県」という。）が現在の空港機能施設事業者である仙台空港ビル株式会社及び仙台エアカーゴターミナル株式会社（以下「ビル施設事業者」という。）の株式を取得する者として適切な者（以下「候補者」という。）であることを確認する手続（以下「確認手続」という。）を定めるものである。

2 確認手続の対象施設等

（1）対象施設等

確認手続の対象となる施設等は以下のとおり。

- イ 旅客ビル施設（税関、出入国管理、検疫に関する施設（以下「C I Q 施設」という。）を除く航空旅客取扱施設、事務所及び店舗並びにこれらの施設に類する施設及び休憩施設、送迎施設、見学施設等）
- ロ 貨物ビル施設（航空貨物取扱施設、事務所及びこれらの施設に類する施設等）
- ハ イ及びロ以外にビル施設事業者が所有する施設、設備及び有価証券その他一切の財産

（2）対象事業者

確認手続における譲渡の対象となるビル施設事業者は以下のとおり。

イ 仙台空港ビル株式会社

| | |
|---------|---|
| 所在地 | 宮城県名取市下増田字南原 |
| 会社成立年月日 | 昭和 4 5 年 1 1 月 2 日 |
| 資本金 | 3, 2 0 0 百万円 |
| 関連会社 | 仙台エアポートサービス(株) |
| 事業内容 | ・ターミナルビルディングの所有及び経営 ・貸室業 ・航空旅客、航空貨物及び航空事業者に対する役務の提供 ・物品販売業 ・広告、宣伝及び広告代理業 ・航空思想の普及及び観光に関する業務 ・前各号に関する一切の業務 |

ロ 仙台エアカーゴターミナル株式会社

| | |
|---------|--|
| 所在地 | 宮城県名取市下増田字南原 |
| 会社成立年月日 | 平成5年4月14日 |
| 資本金 | 1,437.5百万円 |
| 関連会社 | 該当無し |
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none">・貨物の取扱, 荷役, 保管及び運搬・貨物自動車運送事業及び貨物運送取扱事業・倉庫業・上屋, 事務所及び貨物関連施設などの賃貸・施設内貨物関連機材, 施設及び機器の整備, 保管及び賃貸・燻蒸施設の建設, 運営及び賃貸・物流に関する企画, 調査及びコンサルタント事業・物流基地の整備及び運営・前各号に付帯関連する一切の事業 |

3 応募者の参加資格要件

(1) 応募者の構成

イ 応募者は, 単体企業 (以下「応募企業」という。) 又は複数の企業によって構成されるグループ (以下「コンソーシアム」という。) の代表となる企業 (以下「代表企業」とする) とする。

(2) 応募者の参加資格

イ 予算決算及び会計令 (昭和22年勅令第165号) 第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

ロ PFI法第9条に定めのある, 特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。

ハ 会社更生法に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。

ニ 国が, 平成25年度, 公共施設等運営権制度 (PFI法) の活用による空港運営委託事業に関する調査検討業務を委託した新日本有限責任監査法人 (同協力事務所としてアンダーソン・毛利・友常法律事務所, 弁護士法人関西法律特許事務所及び新日本アーンストアンドヤング税理士法人) 又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。

ホ 国が, 平成26年度に公募について担当部局の行う事務を代行する者を起用した場合, この者又はこの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。

ヘ 国が設置する「仙台空港特定運営事業に係る公共施設等運営権者選定審査委員会」 (以下「審査委員会」という。) の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。

ト 審査委員会の委員が属する法人 (企業を除く。また, 国においては, 国家行政組織法 (昭和23年法律第120号) 第3条第2項に定める国の行政機関及び内閣府とする。) が総株主の議決権の

100分の1以上の議決権を有する企業又はその企業と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。ただし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第17項に規定する金融商品取引所に株券が上場されている株式会社はこの限りでない。

チ 上記ニからトに定める者を本事業の選定に関連するアドバイザーに起用していないこと。

※ 「資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者」とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3項又は第4項に規定する親会社・子会社の関係がある場合を言う。

※ 外国法人においては、上記イ、ロ及びハについて、その適用法令において同等の要件を満たしていることを確認できる必要がある。

（3）応募者に求められる要件

応募者若しくは応募者と資本面又は人事面等において一定の関連のある者が次のいずれかに該当すること。ただし、事業経験は日本国内における事業に限らないものとする。

イ 平成16年以降に商業施設若しくは公共施設の建設運営、又は買収運営の実績を有していること。

ロ 平成16年以降に旅客施設若しくは旅客運送事業、貨物取扱施設若しくは貨物運送事業、又は旅行業の実績を有していること。

ハ 平成16年以降に営業用不動産管理事業の実績を有していること。

4 スケジュール

確認要領の公表後、確認結果の通知に至るまでのスケジュールは、概ね以下のとおりである。

なお、書類等の受付等については、特に定めるもの以外は、宮城県の休日を守る条例（平成元年宮城県条例第10号）に基づく県の休日を除き、正午から午後1時までを除く午前9時から午後5時までとする。

| 日程（予定） | 内容 |
|-----------------|-------------------|
| 平成26年6月下旬 | 確認要領の公表 |
| 平成26年6月下旬～7月上旬 | 質問の受付期間 |
| 平成26年7月中旬 | 質問の回答公表 |
| 平成26年7月下旬 | 参加表明書（誓約書含む）の提出期限 |
| 平成26年8月中旬 | 参加資格確認手続資料の提出期限 |
| 平成26年8月下旬 | 参加資格確認結果の通知 |
| 平成26年9月上旬～11月中旬 | 対象施設の現地調査 |
| 平成26年12月上旬 | 株式譲受確認手続資料の提出期限 |
| 平成26年12月中旬 | 確認結果の通知（確認書の交付） |
| 平成26年12月中旬 | 国へ確認結果の報告 |

※上記スケジュールは、応募の多寡、手続の進捗によって変更する可能性がある

5 確認要領に関する質問の受付及び回答の公表

(1) 質問の受付期間

平成26年6月30日（月）から平成26年7月7日（月）まで

(2) 質問方法

確認要領に関する質問書【様式1】に質問の内容を簡潔にまとめ、必要事項を記載の上、電子メール（ファイル添付）又はファクシミリで提出すること。その際、電話で着信確認を行うこと。

(3) 質問及び回答の公表

平成26年7月18日（金）までに順次、空港臨空地域課ホームページ上で、応募者名を伏せた形で公表する。

(4) その他

- イ 質問内容は、本確認要領に関すること以外は受け付けない。
- ロ 応募状況に関する問合せには一切応じない。

6 確認手続の手順等

確認手続は、参加資格要件及び資金調達計画等を確認する「参加資格確認手続」と、ビル施設事業者株式の取得意思を確認する「株式譲受確認手続」の2段階に分けて実施する。

なお、「株式譲受確認手続」の前に対象施設の現地調査（デューディリジェンス）の機会を設ける。また、「参加資格確認手続」の応募者が3者に満たないときは、確認手続を行わない場合がある。

(1) 参加資格確認手続

イ 参加表明

応募者は、以下のとおり参加表明に関する書類を提出すること。

また、応募者は、守秘義務資料の貸与を受けるため、参加表明に関する資料と同時に守秘義務誓約書を提出すること。

なお、守秘義務誓約書の内容には、確認手続を通じて開示される全ての資料の守秘義務を含むものとする。

① 提出期限

平成26年7月25日（金）午後5時まで（必着）

② 提出方法

担当窓口へ持参又は郵送

※郵送の場合は、收受に伴うトラブルを回避するため、收受が確認できる方法（簡易書留等）により送付すること。

③ 提出書類

- ・参加表明書【様式2】

・守秘義務誓約書【様式3】

④ 貸与資料

・ビル施設事業者の財務情報等の概要

※参加表明書及び守秘義務誓約書を受領，内容確認後，担当者宛郵送する。なお，返却方法は，平成26年12月26日（金）まで（必着）に，担当窓口へ郵送にて返却すること。

ロ 参加資格確認手続

応募者は，以下のとおり手続書類を提出すること。

① 提出期限

平成26年8月15日（金）午後5時まで（必着）

② 提出方法

担当窓口へ持参又は郵送

※郵送の場合は，收受に伴うトラブルを回避するため，收受が確認できる方法（簡易書留等）により送付すること。

③ 提出書類

- ・企業概要（パンフレット等の使用も可）
- ・法人登記事項証明書（3ヶ月以内のもの）
- ・貸借対照表（直近3期分）
- ・損益計算書（直近3期分）
- ・資金調達計画書（金融機関からの関心表明書等を含む）
- ・借入先金融機関一覧
- ・参加資格要件確認申請書【様式4】
- ・参加資格要件を証する書類

ハ 確認方法

① 確認基準

応募者が「3応募者の参加資格要件」を満たし，かつ，ビル施設事業者株式を譲受可能なこと。

② 確認方法

提出書類に基づき，確認基準を満たす者全てを株式譲受確認手続参加者（以下「参加者」という。）として認定する。

なお，当該確認においては，外部有識者（公認会計士，弁護士等）や県職員による候補者認定検討会（仮）により，資金調達計画等の妥当性を検証の上，ビル施設事業者株式の譲受可能性を判断するものとする。

なお，当該検討会が特に必要と判断した場合は，応募者に対し，別途ヒアリングを実施することがある。

③ 結果の通知

全ての応募者に対し，株式譲受確認手続への参加の可否を平成26年8月29日（金）までに書面により通知する。

(2) 株式譲受確認手続

イ 現地調査

参加者に対し、株式譲受確認手続における株式譲受意思表示書提出までの間に、対象施設における現地調査（対象事業所内における内部資料等の閲覧や役職員へのインタビュー等）を実施する機会を設ける。

① 調査日程

平成26年9月8日（月）から平成26年11月14日（金）まで

※詳細スケジュール、連絡方法等については、確認要領公表時（平成26年6月下旬予定）に併せて示す予定である。なお、調査期間として、1応募者当たり5日程度を想定している。

② 貸与資料

・ビル施設事業者のデューディリジェンスレポート

※株式譲受確認手続参加者に対し、現地調査に先立ち電子媒体（CD-R）にて貸与することを想定している。

③ 開示資料

・ビル施設事業者の財務情報等の詳細

※対象事業者の施設内において、応募者当たりの調査期間内における閲覧を可能とする予定である。

ロ 株式譲受確認手続

参加者は、対象施設の現地調査を踏まえ、以下のとおり手続書類を提出すること。

① 提出期限

平成26年12月5日（金）午後5時まで（必着）

② 提出方法

担当窓口へ持参又は郵送

※郵送の場合は、収受に伴うトラブル回避のため、収受が確認できる方法（簡易書留等）により送付すること。

③ 提出書類

・株式譲受意思表示書（仮）【様式5】

ハ 確認方法

① 確認基準

ビル施設事業者が発行する全ての株式について、以下に示した譲渡価格での譲受意思があること。

・株式譲渡価格 計5,687,500,000円

② 確認方法

提出書類に基づき、確認基準を満たす者全てを候補者として認定する。

③ 結果の通知

全ての参加者に対し、平成26年12月12日（金）までに書面により認定結果を通知するとともに、候補者として認定された参加者に対しては、株式譲受確認書を併せて交付する。

7 認定後の手続き

(1) 国への報告

県は、確認手続終了後、候補者について、平成26年12月12日（金）までに、国に書面で通知する。

なお、県の確認手続は、候補者の順位を決定するものではないことから、国の審査において影響を及ぼすことはない。

(2) 国の選定手続き

候補者は、国が公表した実施方針及び募集要項等に基づき、応募企業又は代表企業として、国の公募に係る審査に参加できる。

ただし、国の審査に応募する段階において、候補者が他の代表企業のコンソーシアム構成員となることを妨げない。

(3) 株式譲渡の実行

県は、ビル施設事業者株主と株式譲渡予約契約を締結しており、国の審査により選定された優先交渉権者が設立した特別目的会社に運営権者としての公共施設等運営権を設定したときは、当該運営権者は、同契約に基づき県から予約完結権を譲り受けて行使するとともに、県の保有するビル施設事業者株式を譲り受けることで、ビル施設事業者の全ての株主から株式を取得する。

(4) その他

イ 従業員、契約の承継

株式譲受によることから、ビル施設事業者の従業員及びビル施設事業者が締結している契約等については、特段の事情がない限り現行の条件で承継されることになる。

ロ 瑕疵担保責任

県又はビル施設事業者株主は、運営権者に引き渡された対象施設に瑕疵があったとしても、補修又は損害を賠償する一切の責めを負わない。

8 確認手続に関する留意事項

(1) 確認要領の承諾

応募者は、確認要領に記載の条件を十分に理解し、これに承諾して応募すること。応募者は、本確認要領についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。

(2) 費用負担等

本確認手続におけるすべての手続のうち、応募者として実施する行為に関しては、応募者自らの責任と費用負担によりこれを行う。

(3) 書面主義

本確認手続に関する全ての意思疎通は書面によるものとし、使用する言語は日本語とする。また、参加資格に関わる資料の付属資料として応募者から提供される印刷物について、外国語のものも認められるが、その場合、関連部分について日本語による正確な翻訳を添付するものとし、このような場合、参加資格の解釈との関係では翻訳が優先されるものとする。

(4) 通貨及び単位

本確認手続に関する提出書類、質疑、審査等において使用する通貨及び単位は、日本円及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(5) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とする。

- イ 提出書類が不足しているとき
- ロ 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき
- ハ 応募手続において不正な行為があったとき
- ニ 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
- ホ 虚偽の内容が記載されているとき
- ヘ その他確認要領に定める条件に違反したとき

9 担当窓口

宮城県土木部空港臨空地域課空港改革推進班

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8番1号（宮城県庁9階）

TEL：022-211-3228

FAX：022-211-3291

E-mail：kurins@pref.miyagi.jp

【現地調査における担当窓口】

●●株式会社 ●●グループ ●●事務局

〒000-0000

TEL：

FAX：

E-mail：

【様式 1】

平成 年 月 日

仙台空港特定運営事業等の公募に係る
参加資格確認要領に関する質問事項

平成26年6月●日付で公表のありました「仙台空港特定運営事業等の公募に係る参加資格確認要領」について、以下のとおり質問します。

| | | | |
|--------|---------|--|--|
| 商号又は名称 | | | |
| 住 所 | | | |
| 所属部署 | | | |
| 提出者氏名 | | | |
| 連絡先 | 電話番号 | | |
| | FAX | | |
| | メールアドレス | | |

| No. | 質問事項 | 該当箇所 | | | | 質問の内容 |
|-----|------|------|---|-----|-----|-----------------------|
| | | 頁 | 項 | | | |
| 例 | | 1 | 1 | (1) | イ-① | 〇〇については、△△という意味でしょうか。 |
| 1 | | | | | | |
| 2 | | | | | | |
| 3 | | | | | | |

- ※1：質問は、簡潔かつ具体的に記入してください。
- ※2：該当箇所の記入に当たっては、数値、記号は半角文字で記入してください。
- ※3：行が不足する場合は、適宜追加してください。
- ※4：それぞれの資料ごとに当該箇所の順に記入してください。
- ※5：行の高さ以外の書式は、変更しないでください。

【様式 2】

平成 年 月 日

参加表明書

宮城県知事 殿

(応募者)

住所

商号又は名称

代表者の氏名

印

平成 26 年 6 月 ● 日付けで公表のありました「仙台空港特定運営事業等の公募に係る参加資格確認要領」に定める確認手続へ参加することを表明します。

【様式3】

平成 年 月 日

守秘義務の遵守に関する誓約書

宮城県知事 殿

(応募者)

住所

商号又は名称

代表者の氏名

㊞

当社は、宮城県から平成26年6月●日付けで公表のありました「仙台空港特定運営事業等の公募に係る参加資格確認要領（以下「確認要領」という。）」における確認基準を検討することを目的（以下「本目的」という。）として、本誓約書を提出した者のみに提供される貸与資料（以下「守秘義務対象資料」という。）の貸与を受けることを希望しますが、守秘義務対象資料の貸与を受けるに当たっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

第1条（利用の目的）

- 1 当社は、本目的のためにのみ、守秘義務対象資料の開示を受けるものであり、本目的以外の目的のために当該資料を利用しません。
- 2 当社は、本書記載の遵守事項と同一の守秘義務の履行を宮城県（以下「県」という。）に対して誓約した場合に限り、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、当社の代理人、補助者その他の者に対し、守秘義務対象資料の全部又は一部を開示することができるものとします。

第2条（秘密の保持）

当社は、県から開示を受けた守秘義務対象資料を秘密として保持するものとし、前条に定める場合のほか、第三者に対し開示いたしません。

第3条（善管注意義務）

当社は、県から提供を受けた守秘義務対象資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

第4条（個人情報取扱い）

県から提供又は開示を受けた守秘義務対象資料のうち個人情報に該当するものについては、法令、条例等（以下「法令等」という。）により県に認められる範囲内で、かつ、当社に認められる範囲内でのみ利用し、保持し、かつ、法令等により県及び当社に要求される限度の適切な管理を行うことを約束します。

第5条（期間）

本書に基づき当社が負う義務は、本確認手続終了後も存続するものとします。

第6条（損害賠償義務）

当社の本書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、当社は、それにより県に生じた損害を賠償することを約束します。

第7条（書類の返還）

受領した守秘義務対象資料は、確認要領に定める返還期日までに、その写しも含めてすべて県に速やかに返還することを約束します。

第8条（定義）

本書において、特段に定める場合の他、本書における用語の定義は、確認要領の定めるところによることとします。

【様式 4】

平成 年 月 日

参加資格確認申請書

宮城県知事 殿

(応募者)

住所

商号又は名称

代表者の氏名

㊞

平成26年6月●日付けで公表のありました「仙台空港特定運営事業の公募に係る参加資格確認要領（以下「確認要領」という。）」に定める参加資格要件について確認を受けたいので、下記の関係書類を添えて申請します。

なお、確認要領に定められた参加資格要件を満たしていること、並びにこの申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

※関係書類の項目及び様式等については、確認要領公表時までに明らかにする予定である。

【様式 5】

平成 年 月 日

株式譲受意思表示書

宮城県知事 殿

(応募者)

住所

商号又は名称

代表者の氏名

⑩

平成 26 年 6 月 ● 日付けで公表のありました「仙台空港特定運営事業等の公募に係る参加資格確認要
領 5 確認手続 (2) ハ①」で定める確認基準により、株式譲受する意思があることを表明します。